

令和5年8月28日

令和5年9月定例岡山市議会提出の 主な議案（予算を除く。）について

1 内容

- ・岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・岡山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
（別紙のとおり）

【問い合わせ先】

岡山市 総務法制企画課 足羽・栗尾 直通086-803-1081 内線4450

記者会見資料

担当課名	医療助成課
担当者名	課長 池 永 課長補佐 清 原
連絡先	803-1219 内線：5720

岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について (甲第142号議案)

1 改正理由

令和6年1月に開始する新しい子ども医療費助成は、中学生、高校生の通院医療費について1割負担としているが、小児慢性特定疾病、自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）及び指定難病については、治療の期間が長期にわたることで子育て世帯の経済的な負担は大きなものとなっており、さらなる負担の軽減が必要であると考え、当該治療にかかる中学生、高校生の医療費の自己負担額を無料とする。

※高校生とは、在学の有無に関わらず18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者

2 改正概要

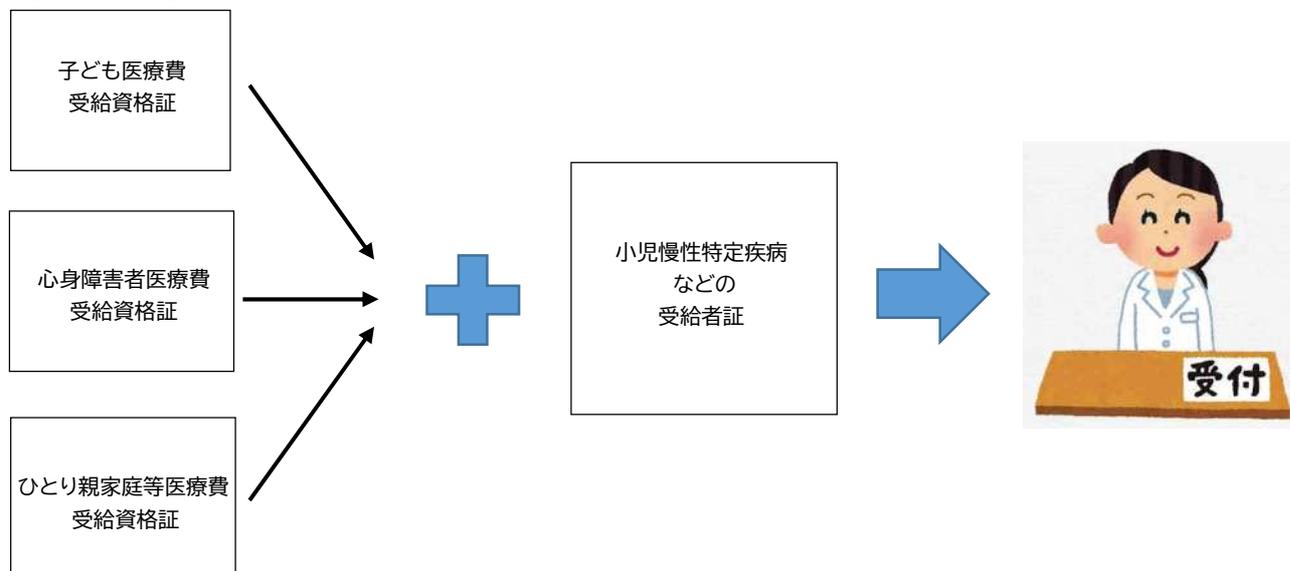
改正条例 岡山市子ども医療費給付条例
岡山市心身障害者医療費給付条例
岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例

施行期日 令和6年1月1日

3 助成方法

医療機関の窓口にて、健康保険証、子ども医療費・心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費のいずれかの受給資格証と、小児慢性特定疾病などの受給者証を併せて提示することで自己負担額を無料とするもの。

(イメージ)



記者会見資料

担当課名	住宅課
担当者名	課長 船守 課長補佐 森
連絡先	803-1471 内線 4662

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (甲第145号議案)

1 改正目的

「子育て世帯」の居住の安定を確保をするため、「子育て世帯」を対象とした市営住宅への「優先入居」の実施及び「入居者資格」制度を拡充するものです。また、市営住宅の入居者が犯罪被害者等として認定された場合の支援制度を拡充するものです。

2 改正概要

(1)「子育て世帯」への支援

- ① 「子育て世帯」の対象を「小学校就学前の子どもと同居する世帯」から「高校生までの子どもと同居する世帯」に拡充し、当選確率を2倍とする「子育て世帯」の「優先入居」を実施します。

※高校卒業迄の子どもと同居する「子育て世帯」まで対象を拡大することについては、政令市では大阪市、広島市のみ実施。

※県内の市営住宅では初。

- ② 「子育て世帯」の入居収入基準を「政令月収21万4千円以下」から「政令月収25万9千円以下」に緩和します。

※高校生とは、在学の有無に関わらず18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者

※同様の緩和は政令市では大阪市のみ実施。

※県内の市営住宅では美作市のみ実施。

(2)市営住宅に入居する犯罪被害者等への支援

- ① 市営住宅の入居者が犯罪被害者等として認定された場合、公募を経ず他の市営住宅へ転居が可能となる特定入居の対象とします。

3 施行予定日(入居募集実施予定時期)

(1)の①は令和5年12月1日 (令和6年1月の令和5年度第3回入居募集受付～)

(1)の②は令和6年4月1日 (令和6年5月の令和6年度第1回入居募集受付～)

(2)の①は議決後公布と同時に施行